

## 公益社団法人 日本滑空協会

### 旅費・謝金規程

#### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）の業務遂行に対し支払う謝金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (対象事業)

第 2 条 この規程の適用を受ける事業は、次の各号に掲げるもののうち、本協会の指示により日時を拘束した業務とする。

- (1) 各種講習会、セミナー
- (2) 各種イベント
- (3) 機関誌発行及びホームページ管理
- (4) 指定航空従事者養成
- (5) 滑空関連競技会(主催、後援)
- (6) 法人運営会議
- (7) その他定款に定める事業のうち理事会において対象と認められた事業

#### (対象者)

第 3 条 この規程の適用を受ける者は、前条の事業を遂行する構成員のうち次に掲げる者とする。

- (1) 役員
- (2) 職員
- (3) 講習会・セミナー講師、スタッフ及び実技飛行教官
- (4) 各種イベント担当者
- (5) 機関誌及びホームページの編集、管理担当者
- (6) 指定航空従事者養成施設運営委員会構成員
- (7) 前条第 7 号の事業遂行のために必要であると理事会において認められた者

2 前項第 1 号の役員は、謝金の支給対象としない。ただし、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆等を委嘱した場合に限り、本規程に準じ謝金を支給することができる。

3 第 1 項第 2 号の職員は、謝金の支給対象としない。

(支給基準)

- 第 4 条 謝金は、業務内容を勘案のうえ、別表 1 の基準に従って算定し、支給するものとする。
- ただし、業務内容の特殊性等、特別な事情がある場合は、当該支給対象者の経験、実績等を勘案し、理事会の承認を得て、金額を算定することができる。
- 2 前項前段の規定にかかわらず、国、地方公共団体、独立行政法人等の助成金対象となった事業については、助成元団体が別に定める基準に従って算定、支給することができる。

(旅 費)

第 5 条 旅費は、次の各号とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費

- 2 前項第 1 号の交通費とは、公共交通機関の利用に対し要した費用とする。ただし、公共交通機関の利用が困難な場合で、業務の遂行上やむを得ないと判断された時は、自家用車もしくはレンタカーの使用に対し要した費用もこれに含めるものとする。
- 3 自家用車もしくはレンタカーの使用により生じた事故に係る費用については、前項ただし書に定める、自家用車もしくはレンタカーの使用に対し要した費用として認めない。

(支給基準)

- 第 6 条 旅費は、別表 2 の基準に従って算定し、原則実費弁償とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体、独立行政法人等の助成金対象となった事業については、助成元団体が別に定める基準に従って算定、支給することができる。

(旅費及び報酬の請求)

第 7 条 旅費及び報酬の支給を受けようとする者は、本協会所定の書類にて申請をしなければならない。

- 2 第 5 条に定める費用の支給を受けようとする者で、次に該当する費用に対して請求をする場合は、運航会社または業者から発行された領収証等を添付し、申請をしなければならない。

- (1) 航空運賃
- (2) タクシー運賃
- (3) レンタカー使用料
- (4) 宿泊費

(支給方法)

第 8 条 旅費及び謝金は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 旅費及び謝金は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給するものとする。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、謝金・旅費支給に関し必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則 この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

改定履歴

平成 15 年 3 月 8 日	制定	
平成 24 年 9 月 1 日	改定施行	謝金・旅費支給基準の改定、公益社団法人への移行登記に基づく法人名称変更
平成 31 年 2 月 2 日	改定施行	別表 1 に新たな号を追加
令和元年 5 月 11 日	改定施行	レンタカーを追加、補則を追加
令和 3 年 3 月 1 日	改定施行	別表 2 改定、鉄道区間距離廃止、宿泊費上限変更

(別表 1) 謝金支給基準

号数	業務単位(1 回)	時間単位(1 時間)	備考
第 1 号		800 円	一般作業業務のうち事務局において行うもの
第 2 号	1,000 円		短時間の一般単純作業補助
第 3 号	3,000 円		専門作業業務 (各種担当業務の内容に応じて適用する。)
第 4 号	5,000 円		
第 5 号	7,000 円		
第 6 号	10,000 円		
第 7 号	15,000 円		
第 8 号	20,000 円		高度な操縦技量を教授する飛行教官
第 9 号	30,000 円		特に高度な操縦技量を教授する飛行教官
第 10 号		8,000 円	講演講師
第 11 号		12,000 円	専門性の高い講演講師

\* 講習会講演等、時間割が明確な場合の業務については、時間給を基準とする。

## (別表 2) 旅費支給基準

\*原則、実費弁償とする。

交通費	居住地～用務地間の最寄駅・バス停等を起点、終点として算出	添付証憑
鉄道運賃 (ア～オの合計額)	ア 旅客運賃 イ 普通急行料金 ウ 特別急行列車料金 エ 新幹線特別急行列車料金 オ 普通座席指定料金	事務局にて算定するため提出不要
航空運賃	運賃の等級を二以上の階級に区分する航空機の場合は、最下位の級の運賃(エコノミークラス)	領収証
車賃	ア バス乗車料金 イ タクシー乗車料金 ウ 自家用車(旅程 1 kmあたり 25 円で換算した額と道路通行料金の合計額) ・ イ及びウについては、交通事情によりやむを得ない場合のみ適用する。	イについては、領収証
船舶運賃 (ア、イの合計額)	ア 旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。) ・ 運賃の等級を三階級に区分する船舶の場合は、中級の運賃 ・ 運賃の等級を二階級に区分する船舶の場合は、下級の運賃 イ 座席指定料金を徴する船舶の場合には、座席指定料金	
宿泊費	1泊につき 12,000 円を上限とする。	領収証